

## 押印見直しに関する取組状況報告

R3. 3. 18 現在

## 1 行政手続き等における押印見直しの取組みについて

国が行政手続き等における押印の原則廃止の方針を示していることを受け、本市でも申請の際の負担軽減や将来的な手続き等のオンライン化を見据え、市民から市に提出される各種申請書類等への押印見直しを行いました。

押印の見直しに当たっては、全数調査を実施して押印を求める書類の実数を把握したうえで、国の「押印見直しガイドライン」等を参考に、坂井市の「押印見直し基準（別紙1参照）」を作成し、見直しに当たっています。

## 2 押印見直し前の状況

★市民等に対し押印を求める書類総数 1, 413件

## (1) 押印の種類について

- ・ 認印（個人） 842件（三文判・任意団体の角印など印鑑登録を要しないもの）
- ・ 登記印及び登録印 12件（会社設立登記の際の届出印、実印、銀行口座印など）
- ・ 法人等印 182件（法人格のある法人の代表者印や社印など）
- ・ 個人認印、法人等印混在 377件

## (2) 押印根拠による分類（様式のみ規定含む）

- ・ 国の法令等によるもの 251件（うち認印138件、法人等印21件、混在92件）
- ・ 県の例規等によるもの 132件（うち認印49件、法人等印12件、混在71件）
- ・ 市の例規、慣行等によるもの 1, 030件  
（うち認印655件、法人等印149件、登記・登録印12件、混在214件）

## 3 押印見直し後の状況（押印廃止済み111件含む）

<押印不要とした手続き> 総数1, 040件（73.6%）

◆記名のみでもよいもの 534件

記名：自己の氏名を手書き（自署）するのではなく、印刷されたものやゴム印などにより氏名を記すこと

（例）公共施設使用申請書、使用料減免申請書、児童クラブ入会申込書など

◆署名又は記名押印の選択制としたもの 506件（うち署名限定10件）

署名：自己の氏名を手書き（自署）すること

（例）宣誓書、住民票等の証明交付申請書、奨学育英資金貸付申請書など

※署名限定10件は、住民異動届や婚姻・離婚届等の不受理申出書など

<引き続き押印が必要なもの>

◆押印を継続するもの 373件

(例) 各種契約書、第三者が作成する委任状、個人情報の取扱いに関する同意書など

#### 4 今後のスケジュールについて

●押印省略を可能とする規則の制定及び様式の変更ができ次第、順次適用する

※既に様式を印字済みのものは、旧様式を適用する場合があります。

※現時点で、押印を継続とした書類についても、国や県の動向などを注視したうえで、引き続き省略に向けて検討を続けます。

※見直し状況については、市ホームページで随時公表していきます。